博物館の登録に関する規則等の一部改正について

このことについて、博物館の登録に関する規則等の一部を改正したいので、 別紙案を添えて請議します。

令和2年12月24日提出

教育長 長 谷 川 洋

説明

この案を提出するのは、教育委員会規則により申請者等の押印を求める行政 手続等について、押印を廃止することに伴い、関係規定を整備するために必要 があるからである。

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則の概要

1 改正の概要・理由

県条例、規則等により県民、事業者等に対し押印を求めている行政手続について、国の行政手続において押印の廃止に向けた取組が進められている状況を踏まえ、「行政手続における押印の廃止について」(令和2年10月5日付け2総第242号愛知県総務局長依頼)及び「行政手続における押印廃止の改正について」(令和2年10月19日付け2総第259号愛知県総務局長依頼)により、法令により押印が義務付けられているものを除き、令和3年1月1日から押印を廃止することとされた。また、同依頼に基づき、県の内部手続についても行政手続と同様に職員等の押印を廃止することとされた。

このことに伴い、教育委員会規則により申請者等の押印を求める行政手続及び内部手続について、押印を廃止するため、関係規定を整備する。

【今回改正する規則】

- m 博物館の登録に関する規則(昭和27年教育委員会規則第4号)
- 教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則(昭和30年教育委員会規則 第1号)
- (3) 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和30年教育委員会規則第12号)
- 愛知県教育委員会会議規則(昭和31年教育委員会規則第10号)
- 社会教育主事の資格認定に関する規則(昭和36年教育委員会規則第1号)
- 愛知県立高等学校学則(昭和39年教育委員会規則第2号)
- 愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則(昭和39年教育委員会規則第4号)
- ☞ 学校給食の開設等の届出に関する規則(昭和 42 年教育委員会規則第 11 号)
- ◎ 愛知県教育委員会聴聞手続規則(平成6年教育委員会規則第8号)
- ◎ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(平成 14 年教育委員会規則第4号)
- ☆ 愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成 17 年教育委員会規則第3号)
- □ 指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例施行規則(平成28年教育委員会規則第3号)

2 改正の内容

各規則中で申請者等の押印を求める規定(法令により押印が義務づけられているものを除く)を削除する。

3 施行期日

令和3年1月1日

博物館 \mathcal{O} 登録 に関する規則等の 部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則

(博物館の登録に関する規則等の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「印」を削る。

- 博物館 \mathcal{O} 登録に 関す っる規則 (昭和二十七年愛知県教育委員会規則第四号) 様式第一
- 式第二号、様式第四号及び様式第五号
- 第一から様式第三まで及び様式第六 社会教育主事の資格認定に関する規則 (昭和三十六年愛知県教育委員会規則第一号) 様式
- 学校給 食の 開設等の届出に関する規則 (昭和四十二年愛知県教育委員会規則第十

式第一表及び様式第二から様式第四まで

- 兀 二十三備考以外の部分及び様式第二十四 第十九備考以外の部分、 考以外の部分、 様式第五備考以 知 様式第十五備考以外の部分、 部分、様式第十二備考以外の部分、様式第十三備考以外の部分、 学校医、 (県教育委員会規則第四号) 様式第一 学校歯科医及び学校薬剤師の 様式第九備考以外の部分、 外の部分、 様式第二十備考以外の部分、 様式第六備考以 様式第十六備考以外の部分、 備考以外の 公務災害補償に関する条例施行規則 様式第十備考以外の部分、 外の部分、 部分、 様式第二十二備考以外の 様式第七備考以 様式第三備考以外の 様式第十七備考以外の部分、 様式第十四備考以外の部分、 様式第十一備考以外の 外の部分、 部分、 (平成· 部分、 様式 様式第八備 様式第 第四、 -四年愛 様式
- 五 で 関する条例施行規 指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の 魺 (平成二十八年愛知県教育委員会規則第三号) 様式第一から様式第三ま 専攻科の 管理に

(教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細 則 \mathcal{O} 部改正)

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細 則 (昭和三十年愛知県教育委員会規

則第一号)の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第三中「印」を削る。

校	合	印	年	月	月	学業・任免・賞罰・その他				給料(俸給)その他	
								i !			

を

年 月 日	学業・任免・賞罰・その他	給料(俸給)その他

名印 氏

に、

を

氏 名

に改める。

様式第六中「印」を削る。 名印

名

を に改める。

様式第七中

氏 氏

様式第九の二の二から様式第十三までの規定中「印」を削る。

 主幹教諭等の職氏名
 印

 位置
 校長氏

 を
 名印

 位置
 校長氏

 人位置
 人校」

 名
 人校長氏

 名
 人校」

を

に改め、同様式別紙中「印」を削

主幹教諭の職氏

等 名

(公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

様式第十四の三中「印」を削る。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則 (昭和三十年愛知県教育委員会規則第十

二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号の八表、 様式第四号備考以外の部分、 様式第五号から様式第十号までの規定、

式第十三号及び様式第十五号備考以外の部分中「印」を削る。

様式第十六号表中 公共職業安定所長 を 公共職業安定所長

印

に改め、

同様式裏中 額

給 金

取扱者印

給 支 金 額 に改める。

を

様式第十七号の二、様式第十八号備考以外の部分、様式第二十号表、様式第二十一号及び様式

第二十二号中 印 を削る。

印

印

に、

に改める。

を

様式第二十三号中

を

受講者氏名

職

氏

職氏」

名

名

名 名

受講者氏名

号備考以外の部分、様式第三十一号備考以外の部分及び様式第三十二号備考以外の部分中「印」 様式第二十四号から様式第二十八号までの規定、 様式第二十九号備考以外の部分、 様式第三十

を削る。

(愛知県教育委員会会議規則の一部改正)

第四条 ように改正する。 愛知県教育委員会会議規則 (昭和三十一年愛知県教育委員会規則第十号) の一部を次の

第十四条第二項中 「署名 て印を押さなけ れば」 を 「署名しなければ」 に改める。

(愛知県立高等学校学則の一部改正)

第五条 愛知県 立高等学校学則 (昭和三十 九年愛知県教育委員会規則第二号) \mathcal{O} 部を次のよう

に改正する。

様式第一中「១」を削る。

様式第五中「印」を削る。

(愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一

第六条 愛知県立高等学校通信 制 の課 程に関する規則 (昭和三十九年愛知県教育委員会規則第四

部改正

号) の一部を次のように改正する。

様式第三中「塱」を削る。

様式第四中「印」を削る。

(愛知県教育委員会聴聞手続規則の一部改正)

愛知県教育委員会聴聞手続規則 (平成六年愛知県教育委員会規則第八号) \mathcal{O} 部を次 \mathcal{O}

ように改正する。

第十一条第一項及 Ű 第十二条中 記 沼名押 印 な n ば を 記 名 な け れ ば 改 8

(愛知県教育委員会の)保有 する個 [人情報 \mathcal{O} 保護等に 関 す っる規則 \mathcal{O} 部改 É

八条 愛知県教育委員会の保有する個 [人情報の 保護等に 関する規 劐 (平成十 七 年愛知 県教育委

員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号イ中 本 人に係る実印が押印 されたもの であって、」 及び 「及び当該実印

に係る印鑑登録証 明書 (開示請求をする日前三十日 以内に作成 冷され \mathcal{O} に限 る。 を削 る。

様式第二の二、様式第十一の二及び様式第十六の二中

本人に係る実印が押印されたものであって、

請求目前30日以内に作成されたもの)及び

当該実印に係る印鑑登録証明書(請求日前30

を

請求日前30日以内に作成されたもの)

日以内に作成されたもの)

に

改める。

- 1
- 2 紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用この規則は、令和三年一月一日から施行する。 使用することができる。

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則 新旧対照表

愛知県教育委員会会議規則の一部改正新旧対照表

新

(会議録の作成等)

第十四条

略

2 会議において前項の承認をしたときは、教育長、教育長が指名した委員

一人及び会議録を作成した職員が、署名しなければならない。

3以下 略

愛知県教育委員会聴聞手続規則の一部改正新旧対照表

新

(聴聞調書の記載事項等)

第十一条 法第二十四条第一項又は条例第二十四条第一項の調書には、次

に掲げる事項(聴聞の期日における審理が行われなかった場合において

は、第四号、第六号及び第七号に掲げる事項を除く。) を記載し、主宰者

一以下 略

がこれに記名しなければならない。

2 略

(報告書の記載事項等)

第十二条 法第二十四条第三項又は条例第二十四条第三項の報告書には、

次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。

旧

(会議録の作成等)

第十四条 略

2 会議において前項の承認をしたときは、教育長、教育長が指名した委員

人及び会議録を作成した職員が、署名して印を押さなければならない。

3以下 略

旧

(聴聞調書の記載事項等)

| 第十一条 法第二十四条第一項又は条例第二十四条第一項の調書には、次

に掲げる事項(聴聞の期日における審理が行われなかった場合において

第六号及び第七号に掲げる事項を除く。)を記載し、

主宰者

がこれに記名押印しなければならない。

は、

第四号、

一以下略

2 略

(報告書の記載事項等)

| 第十二条 法第二十四条第三項又は条例第二十四条第三項の報告書には、

次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

以下 略

愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一 部改正新旧対照表

新

(開示請求における本人等の証明に必要な書類等)

開

同 上

示請求における本人等の証明に必要な書類等)

旧

第七条 条例第十六条第二項の開示請求に係る保有個人情報の本人又はそ 第七条

の代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定

とする。 めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類

及び二 略

本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合 当該代理

人に係る第一号に定める書類及び次のいずれかの書類

開示請求に係る委任状 (開示請求をする日前三十日以内に作成さ

れたものに限る。)

イ

及び二 略

 \equiv 同上

1 開示請求に係る委任状 (本人に係る実印が押印されたものであっ

|開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。) 及び

当該実印に係る印鑑登録証明書 (開示請求をする目前三十日以内に

作成されたものに限る。)

口 略

略

2 以 下

2 以下

略

口

略

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則 新旧対照表(抜粋) 博物館の登録に関する規則 一部改正

様式第1号(第2条関係)

(新)

博物館登録申請書

年 月 日

愛知県教育委員会殿

設置者 所 在 地

名 称

代表者 氏名

博物館法第11条の規定により、下記のとおり博物館の登録を申請します。

記

- 1 博物館の名称
- 2 博物館の所在地

(添付書類)

- 1 設置条例の写し
- 2 館則の写し
- 3 直接博物館の用に供する建物及び土地の図面(それぞれの面積を記載する こと。)
- 4 当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類
- 5 博物館資料の目録
- 6 館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第1号(第2条関係)

(旧)

博物館登録申請書

年 月 日

愛知県教育委員会殿

設置者 所 在 地

名 称

代表 者氏名

ĖΠ

博物館法第11条の規定により、下記のとおり博物館の登録を申請します。

記

- 1 博物館の名称
- 2 博物館の所在地

(添付書類)

- 1 設置条例の写し
- 2 館則の写し
- 3 直接博物館の用に供する建物及び土地の図面(それぞれの面積を記載する こと。)
- 4 当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類
- 5 博物館資料の目録
- 6 館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。